

第1部第5章 修士課程・博士課程の教育内容・方法・成果 (大学院研究科)

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

<現状説明>

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

「知識基盤社会」が進展する中、専門分化した膨大な知識の全般を俯瞰しながらイノベーションにより社会に新たな価値を創造し、人類社会が直面する課題を解決に導くために、各大学院においては産学官の中核的人材としてグローバルに活躍する高度な人材の養成が求められている。

このような状況のもと、大学院各研究科には、明確な人材育成目標の下で課程を通じて一貫した学位プログラムを構築するとともに、高度な専門的知識・能力に加え、学際的分野への対応能力を含めた専門的知識を活用・応用できる能力の育成が要請されている。

本学では、このような社会的背景を踏まえ、本学の理念・目的との整合を図りながら、大学院の目的を「課程の目的に応じ、学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、本大学の使命を達成すること」（大学院学則第2条）と定めている。その上で、各研究科に定める人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的を大学院学則第4条の5（戦略経営研究科ビジネス科学専攻については専門職大学院学則第4条第1項第3号のロ）において定め、各課程における教育目標の実現に向け、各研究科における組織的な教育研究活動の展開を図っている。さらに、各研究科の目的や教育目標を踏まえ、研究科単位で「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を策定し、それぞれの研究科において定める教育研究上の目的及び教育目標を達成するための基準と、その基準に到達するために必要な学修プロセスの明確化に努めている。

各研究科が設定している学位授与の方針は、①養成する人材像、②修了するにあたって備えるべき知識・能力、の2項目から構成される。とりわけ、②修了するにあたって備えるべき知識・能力においては、各課程の教育目標や養成する人材像の水準に応じて適切に設定し、さらには文末を「～できる。」と統一した表現にすることで、当該学位の授与にふさわしいとされる学習成果の水準を学生・教員双方にとって分かりやすい形で示している。他方、2022年5月時点において、法学研究科（博士前期・後期課程）、経済学研究科（博士後期課程）、商学研究科（博士後期課程）、理工学研究科生命科学専攻（博士前期課程・後期課程）、総合政策研究科（博士後期課程）が、授与する複数の学位ごとに学位授与の方針を定めていない点は課題となっており、文系研究科を中心とした大学院改革構想の進行状況と整合性を図りつつ、各研究科で改善を要する状況である。この状況の改善にあたっては、各研究科の教務系委員会や研究科委員会等を中心として、2022年度中に授与する学位ごとに学位授与の方針を定めることとして、検討を開始している。

各研究科における学位授与の方針は、本学公式Webサイトをはじめ、履修要項等を通じて公表し、在学生、教職員はもちろんのこと、志願者をはじめとするステークホルダー、社会に対しても広く周知を行っている状況にある。

特に在学生に対しては、履修要項への掲載に加えて、各研究科が実施するガイダンスを通じた説明を行うことを通じてその浸透に努めている。なお、各研究科が定める学位授与の方針の具体的な内容をはじめ、大学院学則に定める各研究科の教育研究上の目的及び教育目標等との関連性等についての詳細については、各研究科に係る記述を参照いただきたい。

<点検・評価結果>

全研究科において、本学の理念・目的や社会的要請を踏まえた学位授与方針を定めており、適切な形で学外への公表や学生・教職員への明示を行っているものの、一部の研究科・専攻において、授与する学位ごとの学位授与方針が定められていないため、改善が必要な状況である。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

法学研究科（博士前期・後期課程）、経済学研究科（博士後期課程）、商学研究科（博士後期課程）、理工学研究科生命科学専攻（博士前期課程・後期課程）、総合政策研究科（博士後期課程）が、授与する複数の学位ごとに学位授与の方針を定めていない。

<今後の対応方策>

授与する学位ごとに学位授与の方針を定めていない研究科において、2022年度内に、授与する学位ごとに分別した学位授与の方針を定める。検討にあたっては、現在進行している大学院改革構想や、本学の博士前期・後期課程における学位授与の方針策定にあたっての考え方との整合を図るため、適宜研究科委員長懇談会を開催し、必要な情報や各研究科における検討状況の共有を図ることとする。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表
評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

<現状説明>

○教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

前述の通り、各研究科においては、研究科・課程単位で「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を策定し、これを具現する上で必要かつ適切な教育研究を提供するための「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」についてもあわせて策定を行っている。これらの方針の策定にあたっては、各研究科が掲げる教育研究上の目的及び教育目標を踏まえつつ、本学での教育を通じて獲得する学習成果を前面におくという観点から、まず学位授与の方針を設定し、その内容と十分な整合を図りながら教育課程編成・実施の方針を設定するという手法を用いることにより、教育目標及び各ポリシーとの有機的な連動や整合性を図っている。

各研究科が課程ごとに設定する教育課程編成・実施の方針の内容については、①カリキュラ

ムの基本構成、②カリキュラムの体系性、の2つの項目で構成しており、授業科目区分やその区分、体系性に関する理念を明確化することにより、学位授与の方針に定める、修了にあたって備えるべき知識・能力を獲得するために編成されたカリキュラム体系であることを明確化している。他方、2022年5月時点において、法学研究科（博士前期・後期課程）、経済学研究科（博士後期課程）、商学研究科（博士後期課程）、理工学研究科生命科学専攻（博士前期課程・後期課程）、総合政策研究科（博士後期課程）が、授与する複数の学位ごとに教育課程の編成・実施の方針を定めていない点は課題となっており、文系大学院を中心とした大学院改革構想の進捗状況との整合を図りつつ、各研究科で改善が必要な状況である。この状況の改善にあたっては、各研究科の教務系委員会や研究科委員会等を中心として、2022年度中に授与する学位ごとに教育課程の編成・実施の方針を定めることとして、検討を開始している。

各研究科における教育課程編成・実施の方針については、本学公式Webサイトをはじめ、履修要項を通じて公表し、在学生、教職員はもちろんのこと、志願者をはじめとするステークホルダー、社会に対しても広く周知を行っている状況にある。

特に在学生に対しては、個々の研究科が実施するガイダンスを通じた説明を行うことを通じて理解の促進に努めている。

各研究科が定める教育課程編成・実施の方針の具体的な内容については、各研究科に係る記述をご参照いただきたい。

<点検・評価結果>

全研究科において、本学の理念・目的や学位授与方針を踏まえた教育課程編成・実施の方針を定めており、適切な形で学外への公表や学生・教職員への明示を行っているものの、一部の研究科・専攻において、授与する学位ごとの教育課程編成・実施の方針が定められていないため、改善が必要な状況である。この状況の改善にあたっては、各研究科の教務系委員会や研究科委員会等を中心として、2022年度中に授与する学位ごとに教育課程の編成・実施の方針を定めることとして、検討を開始している。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

法学研究科（博士前期・後期課程）、経済学研究科（博士後期課程）、商学研究科（博士後期課程）、理工学研究科生命科学専攻（博士前期課程・後期課程）、総合政策研究科（博士後期課程）が、授与する複数の学位ごとに教育課程の編成・実施の方針を定めていない。

<今後の対応方策>

授与する学位ごとに教育課程編成・実施の方針を定めていない研究科において、2022年度内に授与する学位ごとに分別した方針を定める。検討にあたっては、現在進行している大学院改革構想や、本学修士・博士課程における教育課程の編成・実施の方針策定にあたっての考え方と整合を図るため、適宜研究科委員長懇談会を開催し、必要な情報や各研究科における検討状況の共有を図ることとする。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<評価の視点2、5は学部対象のため割愛>

評価の視点1：順次性のある授業科目の体系的配置がなされているか（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）。

評価の視点3：コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮（修士・博士）

評価の視点4：各学位課程にふさわしい教育内容の設定

評価の視点6：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

<現状説明>

○順次性のある授業科目の体系的配置について（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）

本学大学院の博士前期課程における教育課程は、各研究科の専門領域による違いはあるものの、学部での学修を基礎とした各学問領域における応用・発展的科目をはじめ、その周辺領域を支えるものとして、哲学分野、歴史分野、比較研究分野、情報処理分野、現代的な諸課題に対応するための特殊講義あるいは副専攻等を設けており、広い専攻領域の学修を行えるプログラムを提供することで豊かな学識を養うとともに、2年間の研究室における研究活動と教育補助活動を通じ、新たな学問の創造と発展に寄与する能力の涵養に努めている。各研究科博士前期課程の修了に必要な最低修得単位数は30～40単位（大学院学則第34条第1項別表第2）の範囲で設定されており、その修得すべき科目の内訳（必修・選択必修）等についても、各研究科の専門領域やねらいに応じて設定がなされている。なお、教育課程そのものの体系性・順次性については、各研究科における教育課程編成・実施の方針に基づいたカリキュラム編成を行うことによりこれを担保していることに加えて、多くの研究科において履修登録に際しての指導教員による学修・履修指導を通じ学生の体系的・順次的な履修を実質化している状況である。このほか、学生の研究関心の多様化や学際的研究に対応すべく、オープン・ドメイン制度を運用している。このオープン・ドメイン制度は、所属する研究科以外の研究科に設置される設置科目（一部を除く）を、交流・協定校が受講を認めた講義科目とあわせて、各研究科の定める単位数の範囲において履修することを可能とする制度であり、学生の幅広い研究関心への配慮を行っている。

一方、博士後期課程における教育研究活動は、担当教員の指導の下での論文演習等が中心となり、その過程において研究経過の報告、学術雑誌への投稿論文の執筆等の学修活動を行うこととなる。そのため、博士後期課程の修了に必要な最低修得単位数は6～16単位（大学院学則第34条第2項別表第2の2及び専門職大学院学則第94条の2第2項別表第2）の範囲で設定されており、博士前期課程に比して単位修得を要する授業の比率は低いものとなっている。その内訳は、各研究科において論文演習の位置づけとなる授業科目を中心として、研究倫理教育や研究指導のメソッド、ワークショップ、インターンシップなど、研究科毎に博士後期課程を修了するにあたって必要な知識・能力を涵養するために必要となる授業科目を適所に配置し、論文演習と合わせて体系的な教育課程を編成している。

○コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮（修士・博士）

2016年に受審した機関別認証評価において、法学研究科博士後期課程、経済学研究科博士後期課程、理工学研究科博士後期課程、総合政策研究科博士後期課程はそれぞれ「カリキュラムは、リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせているとはいえないので、課程制大学院制度の趣旨に照らして、同課程にふさわしい教育内容を提供することが望まれる。」との指摘（努力課題）を受けた。これを受け、各研究科において博士前期課程も含めた教育課程全体の検討を進め、2020年度にはすべての研究科で改善したカリキュラムが適用されている状態である。

博士前期課程においては、コースワークとして、講義科目（「〇〇論」「〇〇特殊研究」等の科目や共通基礎科目、導入科目等）、実習科目等を設置している。このほか、博士前期課程において、学生の研究関心の多様化や学際的研究に対応すべく、オープン・ドメイン制度を運用している。オープン・ドメイン制度は、所属する研究科以外の研究科に設置される設置科目（一部を除く）を、交流・協定校が受講を認めた講義科目とあわせて、各研究科の定める単位数の範囲において履修することを可能とする制度であり、学生の幅広い研究関心への配慮を行っている。学生はこれらの科目の履修を通じて修了に必要な単位数を修得し、その上で修士論文（あるいは特定の課題についての研究の成果）の審査及び最終試験（口頭試問）に合格することにより修士学位を取得することとなっている。リサーチワークとしての論文作成指導については、授業科目としての演習科目における研究指導や授業時間外に実施される研究指導に加え、一部の研究科においては修士論文の中間報告会や研究会での報告を通じてもリサーチワークに対する指導が行われている。

他方で、博士後期課程においては、課程修了に必要な単位数を各研究科とも博士前期課程の半分に抑え、博士学位論文執筆に向けた個別指導に大きなウエイトを置いている。その上で、博士後期課程に3年以上在籍し、必要な単位を修得した上で、学位論文審査及び最終試験（口頭試問）に合格することにより博士学位を取得することが可能となっている。授業科目については、指導教員の指導の下で自身が専攻する領域の演習科目や特殊研究等を中心に履修することとなるが、各研究科の学位授与の方針に基づき、博士後期課程修了後の進路を見据えて、自立した研究者として活躍するために備えるべき知識・能力を涵養するための授業科目を設置しているほか、他の研究科や専攻が開講する科目を一定の制限内において履修することも可能となっており、リサーチワークと適切に組み合わせたコースワークによる教育上の配慮を行っている。その上で、博士後期課程に3年以上在籍し、必要な単位を修得した上で、学位論文審査及び最終試験（口頭試問）に合格することにより博士学位を取得することが可能となっている。

なお、戦略経営研究科ビジネス科学専攻（博士後期課程）においては、論文作成のための指導を行う「研究指導」科目に加え、戦略経営に係る5分野の応用研究成果を理解することを目的とする「講義」科目、研究活動に取り組むにあたり必要な手法を身につけることを目的とする「リサーチメソッド」科目を設置し、それぞれの科目群の科目を履修することを必須とする教育課程を整備している。

○各学位課程にふさわしい教育内容の設定

本学では、大学院学則第2条において、本学に設置する大学院の目的を「課程の目的に応じ、学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、本大学の使命を達成すること」と定めており、学校教育法第99条に定められている「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥

をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する」という目的に則したものとなっている。

この目的を踏まえ、博士前期課程においては、各研究科の専門領域による違いはあるものの、基本的なスタンスとして各専門分野に係る研究能力の涵養と、そうした能力を有し社会で活躍することが可能な高度専門職業人の養成を目標としており、学部での学修を基礎とした各学問領域における応用・発展的科目、その周辺領域を支える各分野の科目、現代的な諸課題に対応するための特殊講義等を通じて広い専攻領域の学修を支える豊かな学識を養うとともに、新たな学問の創造と発展に寄与する能力の涵養に努めている。例えば、経済学研究科では博士後期課程への進学、高度専門職業人としての就職、税理士と、課程修了後に想定される3つの主な進路で必要な能力を涵養するため、修了要件とカリキュラムを分別したコースを置き、指導教授の指導の下で、学生に選択をさせている。それぞれのコースにおける設置科目や成績評価は3コースとも共通しており、質や公平性は担保されている。これは、博士前期課程の目的に応じた特色ある教育体系である。

また、博士後期課程においては、いずれの研究科においても、博士前期課程もしくは専門職学位課程で培った研究成果を基盤に、研究の深化と博士学位論文作成に向けた個人指導を行い、より高度な専門的知識が人間・社会に与える影響についての洞察力や広い視野をベースに、問題を発見して新しいコンセプトを創出し得る独創性を身につける人材の育成を念頭に置いている。博士後期課程における教育研究活動は、研究室における論文演習等が中心であり、博士前期課程に比べて単位取得を要する授業の比率は著しく小さなものとなっているが、上述の通り研究者としての自立した研究活動を行うための素養と、その他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識の涵養を行うコースワークを整備することで、博士後期課程にふさわしい教育を展開している。例えば、法学研究科のカリキュラムにおいては論文指導が中心となる科目に加えて、主な進路として想定される大学教員において必要とされる指導力や、研究者として自立した研究活動と高度な研究能力を涵養する「研究論科目」群を置き、必修化している。さらに、専攻を超えた複数の学生・教員との合同演習を行う「特殊演習」を置き、自らの専門分野を超えた幅広い領域の視点を学ぶ機会としている。このように、多面的な視点により博士後期課程における教育を行っている。

○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施について

上述のとおり、本学大学院における教育は、専門分野に係る研究能力の涵養と、そうした能力を有し社会で活躍することが可能な高度専門職業人の養成を目標としており、それぞれの進路を見据え、進路において職業的自立を図るために必要とされる授業科目を配置した教育課程を編成している。具体的な内容については各研究科の専門領域に応じて違いは見られるものの、研究職を目指す学生に対しては、法学・経済学・総合政策研究科の博士前期課程において共同設置をしている「リサーチ・リテラシー」や、文系研究科で展開する学術論文執筆のための「アカデミック・ライティング（アカデミック・ライティングの方法と実践）」、理工学研究科で展開する英語学術論文執筆のための「アカデミック・ライティング」等において、研究職を目指す学生にとって必要とされる知識・能力の基盤を形成している。博士後期課程においては博士前期課程で形成した基盤の上に、各研究科の専門領域やねらいに即した科目を設置している。例えば、法学研究科では「研究報告論1・2」において研究指導におけるメソッドを学び、「研究指導論」において大学教員による講義の教授法を学ぶことができ、大学教員の採用を目指した学生にとって求められる教育能力の開発を企図している。理工学研究科においては「ジョブ

型研究インターンシップ」を設置し、企業との連携によるインターンシップを行うことで、広く研究職として自立し、活躍するための能力の涵養に努めた教育を実施している。

専門性を生かした高度専門職業人を目指す学生の教育にあたっては、各研究科の特性に応じて適切な科目が設置されている。法学・経済学・総合政策研究科で協働開講される「リサーチ・リテラシー」においてはプレゼンテーションの技法や統計リテラシーの基礎を学ぶ授業回を設けており、特定の職に限定しない基本的な能力を身につけるべく学習している。理工学研究科では「アカデミック・プレゼンテーション」を、総合政策研究科では「英語プレゼンテーションの技法」を設置し、英語プレゼンテーション能力を高める教育を実施している。また、総合政策研究科においてはデータ基盤社会において求められる能力の養成として、「統計・計量分析」で統計に関する基礎理論を、「社会調査法」で社会調査に関する手法を学ぶこととしており、それぞれ必修科目としている。このように、高度職業人の養成を目的の1つとする博士前期課程においては、各研究科において職業的自立にあたり必要とされる知識・能力を養成する教育を実施している。

さらには、文学研究科においては特定の職業への進路形成を見越した「インターンシップ」や実習科目、経済学研究科と商学研究科においては「税法判例研究Ⅰ・Ⅱ」を設置している。また、経済学研究科と文学研究科においては、学位プログラム単位の教育として、特定職を進路とする学生の養成に特化したコース（税理士コース、臨床心理学コース）を編成している。このように、体系的なカリキュラムの下で、職業に直接関連する知識・能力の獲得を目指した教育を行っている。

<点検・評価結果>

上記のとおり、各研究科、各学位課程ともに教育課程の編成・実施方針に基づき、順次性・体系性に配慮しながら、学位授与の方針に定める「修了するにあたって修得すべき知識・能力」を獲得することができるよう、適切に各学位課程の目的にふさわしい教育課程を編成している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
評価の視点2：単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定、適切な履修指導）
評価の視点3：研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（修士・博士）
評価の視点4：シラバスに基づいて授業が展開されているか。

<現状説明>

○学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

本学大学院は各研究科における必修・選択必修科目や各専門科目等の履修に加えて、「オープン・ドメイン制度」や交換・交流校との特別聴講学生制度により、他の研究科や大学に設置される科目を各研究科が定める範囲において履修することが可能となっているため、学生は所属

の研究科を越えた幅広い選択肢の下で、履修の段階から主体的な選択および学修を行うことができるようになってきている。また、各研究科とも多くの授業科目において履修学生が少人数であることの特性を活かし、履修学生の研究分野と希望に応じ、授業を柔軟に進めるよう努めている。また、大部分の授業科目は少人数で行われていることから、学生は意見を述べる・あるいは発表等を多く行うなど、事前の予習等を含め、基本的には学生からの主体的な参加がなければ授業が進展しない仕組みとなっている。

さらに、研究科によっては実験・実習科目やワークショップ形式の講義、複数教員による共同研究指導の演習を通じて学生の積極的な意見交換やグループによるリサーチ活動を行っており、特に研究活動に必要なリサーチを行う際には、各学生が自ら設定する研究テーマに基づき、フィールドワーク等の実地調査の実施や学外で行われる機械の展示会や見本市に参加させてさせるなど、学生が主体的に研究活動を行うための授業形態を積極的に採用している。

このほか、研究科によっては、産学協同教育プログラムの開発・実施、企業等におけるキャリアパスの確立に資する教育や学外機関の協力を得て調査あるいはインターンシップの形態をとる教育が展開されており、学生が自身の研究課題について社会活動全体における位置づけと意義を十分に理解し、高度専門職業人としてより積極的・主体的に研究に取り組むための姿勢の涵養に努めている。

○単位の実質化を図るための措置について（1年間又は学期ごとの履修登録単位数上限設定、適切な履修指導）

本学大学院においては、各研究科とも指導教員による履修指導を行うことを前提に履修科目の選択を行うこととしており、学生には履修要項や入学時における履修ガイダンスで周知している。従って、専門領域に必要な授業科目の履修に加えて、研究活動のスケジュールや進路希望に応じた年間スケジュールも加味した履修指導が指導教員により行われるため、必要数以上の科目履修はできない仕組みとなっている。このほか、日常的な履修相談については大学院事務室（理工学研究科は理工学部事務室大学院担当、戦略経営研究科ビジネス科学専攻は戦略経営研究科事務課）職員が対応することとなっており、また、履修登録後には事務室職員による履修登録科目数などの確認を行い、必要に応じて研究科委員長や指導教員と連絡・相談する体制を整えることにより、過度な履修登録を実質的に防ぐことができおり、単位の実質化が図られている。なお、1年間又は学期ごとの履修登録単位数については特段の定めはない状況である。

○研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（修士・博士）

各研究科における入学から学位論文作成・学位取得まで（博士前期課程は2年間、博士後期課程は3年間）の研究指導スケジュール概要については、学生の計画的な学修・研究に資するよう、履修要項等に掲載し、学生・教員双方に明示している。文学研究科においては研究科全体の研究指導スケジュールに加えて、専攻別に学位授与までのロードマップを作成し、学位授与に至るまでのプロセスや研究指導体制を明示している。

各研究科とも、研究科が計画する標準修業年限内の研究指導スケジュール概要に留意しながら、指導教員を中心に、授業時間内外において綿密な履修指導・研究指導を行うこととなっている。各指導教員による、授業時間内における研究指導の内容やスケジュールは、研究指導が中心となる、論文演習に関する授業科目のシラバスに明示する内容を基軸としながら、指導学

生との相談により柔軟に対応している。授業時間外の研究指導については、オフィスアワー等の時間帯における定期的な個別面談等により、各学生の研究計画や研究の進捗状況、修了後の希望進路等に鑑みて、その内容や方法、スケジュールの相互理解に努めている。

また、博士後期課程の在籍者に対しては、1年次において「研究計画書」を、2年次以降は毎年度「研究状況報告書（理工学研究科では2年次において「研究経過報告書）」を、指導教授を通じて研究科委員会に提出するよう義務付けることにより、定期的かつ計画的な研究指導が行われ、学生の状況に合わせたスケジュールの修正や指導計画の相互理解に努める機会としているほか、研究科委員会を通じて研究科の他の教員にも報告書を共有することにより、研究指導の透明性確保や複数人による共同指導に発展させる機会としている。

○シラバスに基づいた授業展開について

各研究科におけるシラバスについては、学生は manaba を通じて閲覧することが可能となっているほか、本学公式 Web サイトにおいても公開している。

シラバスの作成は、次年度のシラバス執筆時に全教員に配布する「シラバス作成ガイドライン」や、中央大学 FD 推進委員会が作成した「FD ハンドブック」により、シラバスの位置づけや作成にあたっての留意事項、シラバスの好事例を明示することで、内部質保証におけるシラバスの重要性や留意点に関する理解を深めることで、その充実を図っている。

シラバスの項目は、①履修条件・関連科目等、②授業で使用する言語、③授業の概要、④科目目的、⑤到達目標、⑥授業計画と内容、⑦授業時間外の学修の内容、⑧授業時間外の学修に必要な時間数/週、⑨成績評価の方法・基準、⑩課題や試験のフィードバック方法、⑪アクティブ・ラーニングの実施内容、⑫授業における ICT の活用方法、⑬実務経験のある教員による授業・実務経験の内容・実務経験に関連する授業内容、⑭テキスト・参考文献等、⑮その他の特記事項、⑯参考 URL の大きく 16 項目からなる統一のフォーマットで作成しており、履修に際しての科目選択に資するほか、授業科目のレベルや位置づけや目的を明示し、授業時間外も含めた計画的かつ主体的な学習活動が可能となるように配慮している。さらに、個々の科目のシラバスの内容が適切なものとなっているかという確認については、担当教員以外の第三者によるチェックを全研究科において実施しており、シラバスを起点にした授業の質的保証に努めている。

また、シラバスの記述内容及び授業内容との整合については、学生に対して毎年度実施する研究状況・授業等に関するアンケート（理工学研究科では、「授業評価アンケート」の自由記述）を通じて学生への確認を行っている。結果として、授業内容・方法等がシラバスと相違があるといった記述はいずれの研究科においてもごく少数であることから、十分に整合がとれた授業が展開されていると判断している。なお、各研究科における授業は少人数での授業実施となることが多いため、第1回目の授業において担当教員からシラバスに基づいて授業計画や内容について説明を行うとともに履修者の要望や必要性を勘案し、担当教員と履修者の双方の合意形成を行った上で、授業内容等に適宜変更や修正を加えながら授業を進行しており、この点においても授業内容・方法とシラバスに基づいた授業展開がなされているといえる。

<点検・評価結果>

上記のとおり、少人数教育や学問領域の多彩さといった大学院教育の特徴を捉え、一人ひとりの希望や目的に配慮することにより、学生が主体性をもった研究活動ができる体制を展開すると共に、シラバスを起点とした内部質保証の理解浸透、複数教員による授業・研究計画の点

検プロセスを組織的に行うことで、各研究科の目的達成に向けて効果的な教育を行っているため、適切であると言える。

<長所・特色>

各研究科におけるコースワークの整備に加え、学生の研究領域の拡大や学際化に合わせ、履修の選択肢を広げる「オープン・ドメイン制度」は学生の主体的な履修科目選択や主体的な学習を促進すると共に、異なる研究科間の学生が交流することによるイノベーションを創出する機会となりうるため、長所であると言える。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

学生の研究領域の拡大や学際化に合わせ、履修の選択肢を広げる「オープン・ドメイン制度」は、人文・社会科学の知と自然科学の知の融合による人間や社会の総合的理解と課題解決に貢献する「総合知」の観点からも、活発化させていく。具体的には、現在、全学的に導入を進めている科目ナンバリング制度が実現することにより、学生が自身の専攻を超えて、関心のある分野の科目を探ることが可能となることから、引き続き、履修者状況やその効果なども把握・検証していく。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

<現状説明>

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

授業における成績評価および単位認定を適切に行うために、まずはシラバスの充実と第三者による点検を進めている。

成績評価については、S：100～90点以上、A：89～80点以上、B：79～70点以上、C：69～60点以上（以上、合格）、E：59点以下（不合格）としており、素点による採点方式を採用している。また、成績評価方法および評価基準については、シラバスの「成績評価の方法・基準」において学生に明示している。各科目の成績評価は、試験や演習における発表と討議の内容に基づく平常点、レポートの内容等に基づいて、担当教員の裁量による評価がなされる仕組みとしている。これらの成績評価方法はシラバス内で学生にそのウエイトを示すことによりその透明性を高めており、学生が受講する科目の選択に際して具体的なイメージを持ったうえで判断できるように配慮している。さらに、シラバスについてはその内容が適切なものとなっているか、全研究科において担当教員以外の第三者による点検をシラバス公開前に実施しており、成績評価基準や単位制度に鑑みた授業時間数であること、大学院教育として適切な内容であることの確認を行うことで、その適切性を担保している。このように、シラバスにおける記載内容の充実が成績評価及び単位認定に際して基盤となるものとして、そのチェック体制を強固なものとするにより、その適切性を高めている。

また、成績発表の結果、成績評価に疑問点がある場合には学生が問い合わせ期日までに所定

用紙にて調査を依頼することが可能となっており、また、必要に応じて研究科委員長への申し出を行うことが可能となっている。このように、学生・教員間における成績評価の双方向性・透明性を確保することで、その適切性を高めている。なお、この取り扱いについては履修要項やC plus等を通じて周知している。

単位認定については、本大学院は1単位・2単位・4単位の授業科目が各研究科において設置されているが、それぞれの科目について、大学院設置基準第15条（大学設置基準第21条第2項第1号の準用）に基づいた学修時間を確保している旨を、シラバスの「授業計画と内容」、「授業時間外の学修の内容」、「授業時間外の学修に必要な時間/週」の項目において明記している。留学や既修得単位の認定については、大学院学則第25条の2及び第36条の2に基づき、各15単位、合わせて20単位を上限として認定される（理工学研究科については、留学先で取得した単位・既修得単位の認定は10単位を上限としている）。単位認定に際しては、認定を申請する学生が合わせて提出するシラバスや成績証明書を教務委員会等において確認を行う。教務委員会等により確認した申請内容、授業時間数や科目内容、水準等を総合的に勘案し、各課程において既修得単位として認定するに適合する授業科目であるかどうか、最終的には研究科委員会において審議するプロセスとしている。

○学位授与を適切に行うための措置

学位授与にあたっての基準及び手続の概要は以下の通りである。

（1）学位授与の要件

学位授与の要件に関しては、大学院学則第44条において次のように規定している。

・博士前期課程

修士の学位は、本大学院博士課程の前期課程又は修士課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査（研究科委員会が特に必要と認めた場合には、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる）及び最終試験に合格した者に対し、当該研究科委員会の議を経て授与する。ただし、在学期間に関しては、研究科委員会が優れた研究業績を上げた者と認めた者については、本大学院博士課程の前期課程又は修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

・博士後期課程

博士の学位は、本大学院博士課程に5年（博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、当該研究科委員会の議を経て授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本大学院博士課程に3年（博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

（2）学位論文の合格基準（大学院学則第40条）

学位論文の合格基準については、大学院学則第40条において以下の通り示している。

・博士前期課程

修士の学位論文は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度な能力を有することを示すに足りる

ものをもって合格とする。

- ・博士後期課程

博士の学位論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有することを示すに足りるものをもって合格とする。

このほか、個別研究科における学位論文審査及び最終試験に際しての審査基準については、各研究科において取扱要領の形で明文化し、学生に対しては、履修要項及びC plusへの掲載をはじめ、入学後のガイダンスや学位論文作成過程における中間発表会、指導教員による研究指導等の機会での説明を通じて周知を行っている。

(3) 学位の審査

学位の質保証については、各授業における学生の理解度に配慮した計画的な授業の展開のほか、厳格な成績評価に基づく単位の実質化に努め、学生が修了に必要な単位を修得し、かつ、上記に示した学位授与基準（学位論文の合格基準を含む）を満たした者について、各研究科委員会における審議の上、最終的な学位授与者を決定することにより課程修了段階における学位の質を保証することを基本としている。とりわけ、大学院における学位の質については、論文審査の客観性・厳格性を特に重要視している。博士前期課程における修士論文（または、特定の課題についての研究の成果）の審査体制は、各研究科とも主査1名、副査2名（研究科によっては2名以上）の構成となっており、複数の審査委員が論文の水準について各研究科が定める論文審査基準に基づいて確認することで、その質を確保するよう努めている。また、全研究科において、審査委員の選任を研究科の議を経て行っており、論文要旨・審査報告書の公表等によって審査の透明性を図っている。

博士後期課程においては、博士論文の審査を行うにあたって、基本的には修士論文と同様の体制（主査1名、副査2名（研究科によっては2名以上））を採っているが、審査委員の中に学外有識者（理工学研究科では他専攻審査員も加わる）を選任することにより、客観性および厳格性を高める仕組みとしている。なお、審査委員は研究科委員会の議により決定することとしており、さらに一部の研究科は投票によって副査を決定することにより、その審査体制の厳格性を高めるよう努めている。また、最終試験（口頭試問）を公聴会形式で行うことや、中央大学学位規則第16条に定める、主査による審査結果の報告および同規則第17条に定める学位授与投票を各研究科委員会で厳格に行うことにより、その質を組織的に担保している。

そのほか、研究科によっては、学位請求にあたり、一定数の学外への有審査論文の登載を求めていることや、博士学位候補資格認定試験の合格、長期間にわたる事前指導・審査委員会を経ることなどを要件としており、学位審査の客観性と透明性を高め、質の担保に努めている。

(4) 標準修業年限未満での修了を認める制度

本学大学院では、前述の大学院学則第44条の規定の通り、研究科委員会が優れた研究業績を上げたと認めた者については、本学大学院博士前期課程、及び博士後期課程における標準修業年限未満での修了を認めており、現在は法、経済、商、理工、総合政策研究科においてこの制度を運用している。2021年度は経済学研究科博士前期課程で1名、理工学研

究科博士後期課程で2名の早期修了者を輩出している。

標準修業年限未滿での修了を認める場合には、早期からの計画的な学修・研究と、優れた研究業績が必須となる。具体的には、学部段階から学部学生の大学院科目履修制度等を活用しつつ、大学院入学後の早い段階から学会誌や大学・大学院紀要等への論文発表を着実にやっていく必要がある。しかしながら、このようなプロセスで学修・研究を進めることができる学生はごく少数の優秀な学生に限られており、また、研究指導を担う教員の負担も大きいため、現在のところは各年度に数名の実績に留まっている。

(5) 修士論文に代替できる学位の認定方法

経済学研究科においては、3つのコースのうち「高度職業人コース」において修士論文に代えて特定の課題についての研究の成果を提出することとなっている。研究テーマ(論文題名)について、修士論文を執筆する学生は自らがその学術的位置づけも踏まえて設定する一方で、高度職業人コースの学生は指導教授と相談の上で決定することとしている。高度職業人コースの学生は論文執筆を通じて1つのテーマの深奥を極めることよりも、多くの授業科目を履修することにより多角的な経済学に関する知識を獲得することを目的としたため、修士論文を提出する学生よりも8単位分多くの単位を修得することを修了要件として設定している。修了要件を明確に区分することにより、論文の種類と学位の質との整合を図っている。また、論文審査基準についても修士論文と特定の課題についての研究成果で明確に区分し、それぞれの観点において厳格な基準の下で審査を実施することにより、学位の質の担保に努めている。

商学研究科においてはビジネスコースで特定の課題についての研究の成果の提出が可能となっており、経済学研究科と同様、修士論文と明確に論文審査基準を区分することにより、各論文の特性やそれぞれに求められる水準に応じた厳格な審査を可能とする体制を整えている。

理工学研究科においては副専攻修了要件としてリサーチペーパーを作成することが求められているが、このリサーチペーパーについては、直接学位授与に関わるものとはなっていない。

<点検・評価結果>

上記のとおり、シラバスの作成段階から組織的な点検を行うなど、成績評価及び単位認定までのプロセスで多くのチェック機能を整備することによりその適切性を担保している。また、学位授与にあたっては各課程において厳格な審査プロセス及び審査基準を設け、客観的かつ透明性に配慮した学位論文審査を行っているため、適切であると言える。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑥：教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか。

<評価の視点1は全学項目のため割愛>

評価の視点2：教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

評価の視点3：外国人留学生に対する教育上の配慮

評価の視点4：国外の高等教育機関との交流の状況

<現状説明>

○教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

本学大学院における教育課程の国際的通用性を高めるための取り組みについては、研究科によって異なるが、英語によって専門分野を学ぶ科目を設置しているほか、一定の科目において国外の大学で実地調査を行い、海外の学生との議論を経る学修スタイルの導入、あるいは修士論文・博士論文を英語で執筆する演習の指導等、それぞれの特性に応じた工夫が講じられている。

海外の大学とのダブルディグリー・プログラムについては、法学研究科において韓国・成均館大学と、理工学研究科で台湾国立中央大学及びインドネシア・バンドン工科大学土木環境工学部との間で覚書を締結し、本学に在籍しながら海外大学において学習し、学位を取得することができる制度を整えることにより、学生の国際通用力の向上に寄与している。

また、外国人留学生をはじめとした多様な学生の受け入れを促進するため、2021年度には理工学研究科（博士後期課程）ですべての専攻において秋入学制度を導入している。理工学研究科においては、一部の専攻において英語のみで修了できる学位プログラムを展開し英語圏の学生を積極的に受け入れている。さらには、日本人学生も含めて国際通用力の強化を図るため、2022年度から理工学部・理工学研究科で協働し、6年一貫で英語力を強化するカリキュラムを実践しており、大学院においては「グローバル人材育成推進科目」と位置付けた全専攻共通科目を5科目（8単位）設置している。とりわけ、グローバル人材育成推進科目のうち、「海外特別研修」は、学内の教育力向上推進事業で採択された予算を活用し、カリフォルニア大学ディヴィス校（アメリカ）の協力の下、大学院生向けの短期留学プログラムの実施が可能となっており、国際通用力の向上を推進する取り組みとして特筆すべきものである。

他方で、文系研究科（博士前期課程）についてはすべての研究科で外国人留学生比率が高い状況であり、その教育上における配慮体制は後述の通り整備しているところであるが、すべての研究科において、日本人と同様に日本語による教育を前提としている。そのため、入学者は国内外の大学において日本語で専門分野を学んだ学生や、日本語学校で日本語の学習を行い、日本語能力を検定する試験に合格した者が日本のアカデミックカレンダーに合わせ、4月に入学することを想定している。この状況に加えて、日本語・英語による2つのプログラムを設けることによる、大学院担当教員への負担に対する懸念も相まって、欧米圏の学生を受け入れるための英語のみで修了できるプログラムや、海外大学のアカデミックカレンダーとの互換性をとった秋入学・秋修了の制度は2022年5月現在整備されておらず、多様な留学生の受け入れによる学内のグローバル化の推進が課題となっている。

また、グローバル化する学生への対応の一つとして、外国語で行う授業の量的拡大や質的向上を企図し、大学院を担当する専任教員に対して「中央大学FD推進委員会」が主催する「英語による授業実施スキル向上のための研修会」に参加を促すなどしている。

このほか、教育課程の国際的通用性を高めるための側面的な制度として、授業科目の半期完結を含む Semester 制を全研究科で採用する（一部、通年科目あり）ことで、派遣・受入れの留学を推進する年間スケジュールとすることに加えて、国際会議での発表に際して学生を支援する制度として「学術国際会議研究発表助成」がある。本制度は新型コロナウイルス感染症の拡大で海外渡航が制限された2020年度以降には実績がないが、2019年度はのべ80名が利用している。特に理工学研究科においては2018年度まで例年100名以上が当該制度を利用しており、国際レベルでの学生の研究発表を支援する有効な取り組みとして機能している。

○外国人留学生に対する教育上の配慮

外国人留学生の受入れについては、原則として日本語運用能力に係る要件を設定することで、一定程度の日本語能力を有する外国人留学生を受け入れることとしているが、それでもなお日本人学生と同等レベルの能力を有する外国人留学生は少ないため、日本語能力のハンディキャップを補う全学的な取組みとして、学部開設される日本語科目を聴講することが可能となっている。また、外国人留学生チューター制度を設け、在学生による日本語の学習サポートや学生生活に関する指導・助言等を行うことにより、指導教授による個別の研究指導に加えた教育上の配慮を行っている。

また、「留学生のためのアカデミック・ライティングⅠ・Ⅱ」（各2単位科目）をそれぞれ複数クラス設け、日本語による研究論文等の書き方の基礎が学べるようにするとともに、アカデミック・サポートセンター内のライティング・ラボにおいても、学術的文章（レポートや論文）の執筆支援を行っており、博士前期・後期課程における外国人留学生の日本語文章作成能力・表現力の向上に向けた支援を行っている。「留学生のためのアカデミック・ライティングⅠ・Ⅱ」については、2020年度は延べ61名、2021年度は延べ40名の外国人留学生が受講している。

なお、本学においては、外国為替及び外国貿易法を遵守するため、「中央大学安全保障輸出管理規程」「安全保証輸出管理における『みなし輸出管理』の対象者の明確化に関する基本方針」を策定し、学生に対する技術提供が特定類型への提供に該当するか否かを確認し、その適切な管理に努めている。

○国外の高等教育機関との交流の状況

学生の留学は、半年以上の長期留学として、本学と協定を締結している協定校に交換留学生として派遣されるケースのほか、自身が希望し本学が認めた大学院等へ留学し、留学先で取得した単位の認定を受ける方法（認定留学）がある。交換・認定制度を利用した各研究科の海外への留学者数と受入れ留学生数は、大学基礎データ（表13 留学生の派遣・受け入れの状況）に示す通り、海外への留学者数は7研究科合計で0名、受け入れ留学生数は6名（いずれも2021年度実績）となっている。2020年度、2021年度は新型コロナウイルスの世界的な蔓延によりこのような実績となったが、2019年度は派遣2名、受け入れ21名となっており、各研究科で協定校との交換・認定留学を推し進めているところである。

短期留学としては、理工学研究科が博士後期課程の学生を対象とした1～3カ月の短期の留学制度を設けている。2017年度は募集枠2名に4名の応募があり、2名を採用、2018年度も募集枠2名に4名の応募があり2名採用、2019年度以降は新型コロナウイルスの影響が甚大であったが、2019年度2名、2020年度1名、2022年度は2名を派遣した。

このほか、国費・私費留学生については159名、研究生としては11名（いずれも2019年度実績）を受け入れている。

留学制度以外の交流状況としては、理工学部・理工学研究科において、研究室訪問による交流を行っている。2017年度からは国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が企画する「日本・アジア青少年サイエンス交流事業」（「さくらサイエンスプラン」）で採択された計画として、協定校である国立中央大学（台湾）、マレーシア工科大学（マレーシア）、清華大学（中国）から大学生・大学院生と引率教員を1～2週間受け入れ、後樂園キャンパスにて研究室での実験や共同研究を行っている。2020年度以降は対面型での交流が実施できていない状況であるが、サンパウロ大学（ブラジル）、国立中央大学（台湾）、清華大学、上海理工大学（中国）とオンラインでの交流を行っている。

<点検・評価結果>

上記のとおり、教育活動・研究活動の両方において国際通用性を高めるための取り組みを行っている一方、ダブルディグリー・プログラムや派遣留学においては実績が乏しい状況であるため、さらなる推進が求められる。

<長所・特色>

理工学研究科において、英語圏の外国人留学生の受け入れ体制と、日本人学生を中心とした国際通用力向上に向けた取り組みは多岐にわたり整備されており、かつ体系的なものとなっていることから、長所であると言える。

<問題点>

文系研究科（博士前期課程）について、英語のみで修了できるプログラムや、秋入学・秋修了といった、多様な留学生を受け入れるための制度は2022年5月現在整備されておらず、グローバル化の推進が課題となっている。

外国人留学生に対しての教育的支援体制について、上述の通り一定の支援は行っているものの、特に外国人留学生数の比率が高い文系5研究科においては、論文作成に必要な日本語能力が不足するケースは存在しており、指導教員や外国人留学生チューターによる個別の支援に加えて、組織的な支援体制が求められている。

外国人留学生チューターについて、その資格が大学院に在学する学生に限定されており、また日本人学生がTAやRA等、他の課外業務を担うことによりチューターとして雇用することができないケースが発生しており、十分な人数を確保できていない。

ダブルディグリー・プログラムや派遣留学の実績が乏しく、制度の目的を達成できていない。

<今後の対応方策>

理工学研究科において、英語で修了できるコースの拡大について継続的に検討する。

文系研究科について、研究科委員長懇談会を中心に、大学院改革構想の検討と並行しながら、2025年度までにアジア圏のみならず多様な学生を受け入れる仕組みについて、そのサポート体制の構築も含めて検討を進める。理工学研究科は、2022年度から開始された理工学部・理工学研究科の協働による6年一貫で英語力を強化するカリキュラムの恒常的な点検・評価を通じて、更なるグローバル化を推進する。

外国人留学生の比率が高い文系研究科を中心として、2025年度までに研究科共通の日本語等教育プログラムを設置し、授業科目化を行うことにより、論文作成に必要な日本語能力の強化を図る。

2025年度までに外国人留学生チューター制度の資格要件や業務範囲を見直すことにより、多くの外国人留学生へ対して当該制度適用を行うことができる体制を整備し、強固な外国人留学生支援体制を実現する。

ダブルディグリー・プログラムや派遣留学については新型コロナウイルス感染症の状況も加味しながら慎重に検討を行う必要があるが、恒常的に学生への説明・広報を行うことにより制度浸透を進めると共に、2024年度から2025年にかけて欧米圏の大学院との新たなダブルディグリー・プログラムの締結を目指し、複数のダブルディグリー・プログラムの利用がある状態を創出する。

点検・評価項目⑦:学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1:学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2:学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

<現状説明>

○学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

本学では、「学修成果の把握に関する方針 (MEP: Measuring Effectiveness Policy)」を掲げ、学位授与方針を含む三つの方針に基づき機関レベル、教育プログラムレベル、科目レベルの3階層で、学修成果等を測定・評価するための指標を設定している。

「学修成果の把握に関する方針 (MEP: Measuring Effectiveness Policy)」

本学は、各学部・研究科において展開している教育活動について、その質の保証と向上を図ることを目的として、三つの方針 (学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針) に基づき、機関レベル、教育プログラムレベル、科目レベルの3階層で、学修成果等を測定・評価し、その結果を教育改善につなげます。

測定・評価に際しては、以下の指標を活用し、学修成果の到達度を検証します。

機関レベル (大学全体)

(在学中)

能力自己評価調査 (新入生アンケート、在学生アンケート)、休学率、退学率

(卒業時・卒業後)

能力自己評価調査 (卒業時アンケート)、卒業後追跡アンケート、進路状況 (就職率、進学率)、通算 GPA、学位授与数、最短年限修了率

教育プログラムレベル (学部・学科・研究科等)

(在学中)

能力自己評価調査 (新入生アンケート、在学生アンケート)、単位修得状況、単年度 GPA、成績分布、休学率、退学率

(卒業時・卒業後)

能力自己評価調査 (卒業時アンケート)、卒業後追跡アンケート、進路状況 (就職率、進学率)、通算 GPA、学位授与数、最短年限修了率

科目レベル (授業・科目)

(在学中)

授業アンケート、成績評価、各科目の合格率 (単位取得率)

本方針の下、大学院研究科においては各研究科の教育プログラムレベルの指標として「研究状況・授業等に関するアンケート」を毎年度実施し、各研究科のFD推進委員によるアンケート

結果の分析・フィードバックを行っている。さらには、各研究科委員会において休学・退学や修了生の進路状況、学位授与者数は定期的に共有されており、組織的に各指標データの確認を行いつつ、必要に応じて課題設定を行い、学位授与の方針の実質化に向け、教育課程の改善・向上に結び付ける取り組みを行っている。

また、大学院研究科における学修成果の把握・可視化に係る取り組みとして、2021年度に全研究科において学位授与の方針と各授業科目の連関を示したカリキュラムマップを作成しており、授業科目による教育活動について、学位授与の方針に示した「修了するにあたって備えるべき知識・能力」の実質化を点検・評価する土壌を整えたところである。

さらに、研究科の特性等によって取り組み内容や水準は異なるものの、文系研究科においては2022年度より修士論文（または特定の課題についての研究の成果）および博士論文の審査項目について、その到達度を数値としても把握することができる「到達度評価表」を導入している。なお、この「到達度評価表」は、論文審査項目と学位授与の方針と関連性を示したものとなっており、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握することを企図して設計されている。今後は、研究科委員会等において評価の適切な実施・それらから蓄積されたデータ等による点検を行うことで、個別の研究指導を含む改善・向上に資するためのサイクルの更なる整備につなげていく。なお、総合政策研究科においては先行して2021年度より運用を開始しており、過去の修士論文評価結果についても到達度評価表と照合することで、学修成果の推移についても確認できるようにしている。理工学研究科については、下位課程である理工学部において、学士課程の集大成である「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」の評価をルーブリックとし、2023年度開講科目より適用することとなっており、理工学研究科における学位論文の評価についても理工学部の取り組み内容を踏まえ、2023年度中に検討に着手している。

このように、大学院教育の2本柱である授業・学位論文の評価結果を基にした学修成果の点検・評価活動を行う基盤を整え、毎年度研究科委員会を中心として絶えず振り返りを行うこととしている。

<点検・評価結果>

上述のとおり、各研究科において学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価する仕組みの整備を開始しているため、適切であると言える。

一方で、研究科によって取組みの進捗が異なるため、各専門分野の特性にも配慮しつつ、他研究科の良い取組みについては適宜共有をしながら大学院全体で進捗を把握し、進めていく必要がある。

<長所・特色>

文系研究科において、学修の集大成である修士論文（または特定の課題についての研究の成果）および博士論文の審査項目について、評価を数値化して把握できる「到達度点検表」を導入し、評価を数値においても把握する試みが開始している。また、これについては学位授与の方針との関連性を示したものとなっており、学位授与方針に示した学修成果を把握する上で適切なものとなっている。学習成果を適切に把握し、点検・評価を行うサイクルの更なる整備を志向して運用を開始している点は、大学院教育の特性と教育課程における成果を把握するための情報としてポイントをとらえており、長所であると言える。

<問題点>

すべての研究科においてカリキュラムマップを作成し、授業科目と学位授与の方針に示した「修了するにあたって備えるべき知識・能力」の点検・評価を行う土壌が整ったところであるが、カリキュラムマップを活用した学修成果の把握・可視化のための具体的な活用方法については検討されていない。

<今後の対応方策>

「到達度点検表」については、今後運用を進め、データを蓄積しながら点検・評価に生かしていく。

2022年度中に授与する学位ごとの学位授与の方針が定められていない研究科について、方針の改定を行う。その後、各研究科の教務系の委員会と研究科委員会を中心として、カリキュラムマップを活用した学修成果の把握・可視化に関する取り組みについて、2024年度中に決定し、2025年度には実行することとする。

点検・評価項目⑧：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

各研究科における教育課程やその内容等の点検は、主として毎年度の自己点検・評価活動を軸として実施している。自己点検・評価活動は各研究科に設置される組織別評価委員会を中心に行われる。毎年度「教育」に係る課題を自ら設定し、その原因分析、到達目標、目標達成の手段等を設定し、改善・向上に結びつくためのプロセスを明確にした上で、その実現に向けた検討・実行に着手している。「教育」に関連する課題については、入学者数（受験者数含む）や学位授与者数、全研究科の学生を対象に毎年行っている「研究状況・授業等に関するアンケート（理工学研究科では、「授業評価アンケート」、「修了者アンケート）」の結果等の学生の声、大学評価委員会が行う在学生アンケート結果、競合する他大学の各種データといった定量的な情報や、外部機関からの指摘事項、中長期事業計画の推進に関連する事項、社会的な大学院への要請事項などの資料・情報も十分に踏まえ、多角的な視点から設定を行っている。組織別評価委員会を中心に設定した課題は、課題の内容に応じて各研究科委員会の下に置かれる小委員会やワーキンググループなどを中心に具体的な改善・向上に向けた検討が行われ、適時研究科委員会への報告や意見聴取を行いながら改善・向上に資する取り組みを進めることで、組織として課題の改善等を実行するサイクルとしている。

自己点検・評価活動の結果はレポートとして取りまとめ、全学の大学評価委員会に提出する。これらは全学の「自己点検・評価報告書」の資料として外部評価委員の閲覧に供し、適宜フィードバックを得る体制が整えられており、各研究科の自己点検・評価活動を評価する体制を堅固なものとしている。

自己点検・評価活動の結果として、各研究科において課題となっていたコースワークの整備が完了したことに加えて、グローバル化の推進や、学修成果の把握・可視化に係る取り組みの基盤整備、入学試験制度の改善など、研究科の維持・発展に資する改善・向上に繋がる成果が

発現しているところである。

また、上述のとおり、大学院6研究科横断的なFD活動の連絡・調整を担う中央大学大学院FD推進委員会の下で全大学院生を対象として「研究状況・授業等に関するアンケート（理工学研究科では、「授業評価アンケート」、「修了者アンケート）」」を毎年度実施し、各研究科のFD推進委員によるアンケート結果の分析・フィードバックを行うことによる点検・評価も全研究科で行っている。さらに、一部の研究科では学生団体と研究科委員長が会見を行い、学生団体が独自に収集した学生アンケートなどの資料を基に教育課程の向上・改善に向けた議論を行うことで、学生の要望を直接教育課程の改善・向上に繋げる取り組みを行っている。

各研究科における教育課程の定期的な点検・評価活動およびその成果については各研究科に係る記述をご参照いただきたい。

各研究科が個別に行う教育課程の適切性に関する点検・評価活動に加えて、特に文系5研究科についてはカリキュラムや学生募集において類似した課題を抱えており、適宜研究科委員長懇談会において、大学院全体の教育課程の適切性に関して議論を行っている。懇談の結果として、学生の専攻領域の広域化と学際化に対応することを目的に、従来限られた科目のみを対象としていた「オープン・ドメイン科目」について、一部の科目を除くすべての科目の履修を可能とする「オープン・ドメイン制度」に昇華し、学生の履修選択の幅を大きく広げるものとしている。2020年度末から2021年度にかけては、中長期事業計画「CHUO Vision 2025」に掲げられた大学院教育の課題達成のため、大学院改革構想検討委員会を置き、本学の大学院教育を取り巻く環境から組織体系、必要な各種施策の検討を行った。これらの検討提言を取りまとめた「中央大学大学院における今後の改革構想検討報告書」を作成し、現在は構想の実行に向けた、細部の検討を行っているところである。

<点検・評価結果>

上記のとおり、各研究科のみならず大学院全体としてもその教育課程について、定期的な点検・評価と、点検・評価結果に基づく改善・向上に資する活動が各研究科で絶えず行われていると言え、適切であると言える。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし

(専門職大学院)

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

＜現状説明＞

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本学は、「学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと」（中央大学大学院学則第3条の2）を目的に、法務研究科、戦略経営研究科戦略経営専攻（以下、「戦略経営研究科」という。）の2つの専門職大学院研究科を設置している。この目的のもと、研究科単位で「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を策定し、それぞれの研究科において定める教育研究上の目的及び教育目標を達成するための基準と、その基準に到達するために必要な学修プロセスの明確化に努めている。

各研究科が設定している学位授与の方針は、①養成する人材像、②修了するにあたって備えるべき知識・能力・態度、の2項目から構成される。とりわけ、②修了するにあたって備えるべき知識・能力・態度においては、各課程の教育目標や養成する人材像の水準に応じて適切に設定し、さらには文末を「～できる。」と統一した表現にすることで、当該学位の授与にふさわしいとされる学習成果の水準を学生・教員双方にとって分かりやすい形で示している。

各研究科における学位授与の方針は、本学公式Webサイトをはじめ、研究科パンフレット、履修要項等を通じて公表し、在学生、教職員はもちろんのこと、志願者をはじめとするステークホルダー、社会に対しても広く周知を行っている状況にある。

特に在学生に対しては、履修要項への掲載に加えて、各研究科が実施するガイダンスでの説明を行うことを通じてその浸透に努めている。なお、各研究科が定める学位授与の方針の具体的な内容をはじめ、専門職大学院学則に定める各研究科の教育研究上の目的及び教育目標等との関連性等についての詳細については、各研究科に係る記述を参照いただきたい。

＜点検・評価結果＞

各専門職大学院研究科においては、本学の理念・目的や社会的要請を踏まえた学位授与方針を定めており、適切な形で学外への公表や学生・教職員への明示を行っている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

<現状説明>

○教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

各研究科においては、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「入学者の受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」とあわせて「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」の策定を行っている。策定にあたっては、各研究科が掲げる教育研究上の目的及び教育目標を踏まえつつ、本学での教育を通じて獲得する学習成果を前面におくという観点から、まず学位授与の方針を設定し、その内容と十分な整合を図りながら教育課程編成・実施の方針を設定するという手法を用いることにより、教育目標及び各ポリシーが有機的に連動するものとなるよう留意している。

各研究科が課程ごと、学位ごとに設定する教育課程編成・実施の方針の内容については、①カリキュラムの基本構成、②カリキュラムの体系性、の2つの項目で構成しており、授業科目区分やその区分、体系性に関する理念を明確化することにより、学位授与の方針に定める、修了にあたって備えるべき知識・能力・態度を獲得するために編成されたカリキュラム体系であることを明確化している。

各研究科における教育課程編成・実施の方針については、本学公式Webサイトをはじめ、履修要項を通じて公表し、在学生、教職員はもちろんのこと、志願者をはじめとするステークホルダー、社会に対しても広く周知を行っている状況にある。

特に在学生に対しては、個々の研究科が実施するガイダンスでの説明を行うことを通じて理解の促進に努めている。

各研究科が定める教育課程編成・実施の方針の具体的な内容については、各研究科に係る記述をご参照いただきたい。

<点検・評価結果>

各専門職大学院研究科における教育課程編成・実施の方針については、授与する学位ごとに設定されており、本学公式Webサイトをはじめ、履修要項を通じて公表し、在学生、教職員はもちろんのこと、志願者をはじめとするステークホルダー、社会に対しても広く周知を行っている状況にある。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<評価の視点2、3、5は割愛>

評価の視点1：順次性のある授業科目の体系的配置がなされているか（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）。

評価の視点4：各学位課程にふさわしい教育内容の設定

評価の視点6：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

<現状説明>

○順次性のある授業科目の体系的配置について（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）

○各学位課程にふさわしい教育内容の設定

各研究科の教育課程は、具体的な名称は異なるものの、それぞれの研究科が対象とする専門領域に係る基本的・基礎的な科目群と、各専門分野に係る発展・応用的な科目群により構成されており、これらの科目群を体系的かつ段階的に配置することにより、高度の専門性を求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力の涵養を図っている。

法務研究科のカリキュラムは、1年次において「法律基本科目群」により基礎能力を涵養した上で、2・3年次において「法律基本科目群」のうちの「応用科目」及び「実務基礎科目群」、「基礎法学・外国法・隣接科目群」、「展開・先端科目群」を履修する作りとなっている。

「法律基本科目群」は、専門法曹に共通のコアとなる公法系、民事系、刑事系、総合系といった基本法領域に係る体系的な理解を深めることを目的とした科目群であり、専門法曹養成のコアとなる知識を身につけるための科目を体系的な理解がなされるように配置している。

「実務基礎科目群」には、法曹に必要なリサーチ能力や倫理観を涵養する科目、紛争解決のための実践的な教育を行う科目等を配置している。

「基礎法学・外国法・隣接科目群」には、法曹に必要な幅広い知識の涵養のため、「法哲学」をはじめとする基礎法学科目に加え、外国法や企業活動における紛争予防・解決の基礎となる科目を設置している。

「展開・先端科目群」においては、リーガル・スペシャリストたる専門法曹を養成するために、複数の分野にまたがる領域を扱う科目、発展的・先端的な法領域に関する科目等を6つの法曹像に即して多彩に設置している。

なお、法律基本科目および実務基礎科目の順次性については、「養成する法曹像」に対応した履修モデルを履修要項および本学公式Webサイトに提示し、体系的・効果的な履修を促すなど、学生が段階的に学習を進められるように配慮している。

このように、法務研究科の教育課程は、司法試験選択科目に対応する科目を網羅していることに加え、「養成する法曹像」に即した多彩な「展開・先端科目」を豊富に開設している点に特色がある。

戦略経営研究科のカリキュラムは、「戦略」関連科目群を中心に、「マーケティング」「人的資源管理」「ファイナンス」「経営法務」という5つの専門分野と4つの科目群（「基礎科目」「発展科目」「専門科目」「プロジェクト研究科目」）からなるカリキュラムを採用しており、この5

分野を「戦略」関連科目群を中心に有機的に結びつけ、4つの科目群を基礎的な科目から専門的な科目まで体系化している。

「基礎科目群」は全学生が「MBAとして知っておくべき5つの分野の理論と実践」を身につけることを目的として、5分野すべての科目について必修としている。

「発展科目群」は、基礎を踏まえたうえで5つの専門分野における主要な発展的理論や実践を教授する科目を設置している。

「専門科目群」は、各専門分野において現在大きな課題となっているテーマを内容とした応用的な科目であり、特に「特別研究」については、その分野で時事的に大きな課題となっているテーマや最先端のトピックや理論について学修する科目となっている。

「プロジェクト研究科目」は、2年次から1年間を通して学ぶ必修科目であり、「プロジェクト研究Ⅰ」「プロジェクト研究Ⅱ」を設置している。「プロジェクト研究Ⅰ」では、フィールド調査、ケーススタディ、企業訪問等を含むグループワークを中心に、学生たちの興味があるテーマに沿った調査・研究を実施する。「プロジェクト研究Ⅱ」では「プロジェクト研究Ⅰ」で関心を深めたテーマについて、個人あるいはグループでより深化した調査・研究を進め、「論文」「課題研究」「プロジェクト・レポート」等の成果物としてまとめる。

なお、「発展科目」と「専門科目」はその分野の「基礎科目」を履修しなければ履修できないことがルール化されている。

科目の順次性については、まず1年次において5分野の必修基礎科目で基礎を固めるとともに、同じく全員必修である「リーダーシップコア」で自らが目指すチェンジ・リーダー像を具体化し、そのようなリーダーになるためにどのような知識や実践が自分にとって必要かをそれぞれが考える。そのうえで「発展科目」を履修する傍ら、「専門科目」も履修することで、幅広い知識を身につけていくこととなる。前述したように、「発展科目」と「専門科目」はその分野の「基礎科目」を履修しなければ履修できないことがルール化されているため、基礎の上に発展・専門科目を積み上げるという学習の順次性が担保されている。2年次には、専門科目を幅広く履修すると同時に、1年次に学んだ5分野の幅広い知識をアウトプットする科目として全員必修の「アントレプレナーシップとビジネスプランニング」、「プロジェクト研究Ⅰ」及び「プロジェクト研究Ⅱ」が設けられている。これらの科目を履修し、論文、課題研究、プロジェクト・レポートなどの成果物としてまとめることで、専門分野について深い洞察と理解を進めるとともに、修得した知識を統合して実践に活かしていく。

このように、戦略経営研究科では、MBAホルダー育成の基盤となる「経営戦略」「マーケティング」「人的資源管理」「経営法務」「ファイナンス」の5つの学問領域を、戦略経営を学ぶ学生が身につけるべき知識と位置づけ、基礎から発展へと段階的に履修していくことで身につけられるようにカリキュラムを設計している。

また、正課教育と連動して、ディプロマ・ポリシーにて掲げる「チェンジ・リーダー」の育成のために「アクション&リフレクション(実践と内省)」の姿勢を常に学生が意識して学修することができるよう、入学から修了まで一貫した仕組みを確立していることも大きな特色となっている。この「アクション&リフレクション(実践と内省)」とは、学生が学修した知識を職場等で実践(アクション)し、実践したプロセスや結果を内省(リフレクション)することで、次の知識の獲得や実践に活かすというサイクルを学生自身が習得することを企図するものである。具体的な取組みとして、まず、学生は入学直後に新入生全員で行う「キックオフセミナー」と必修科目である「リーダーシップコア」を通して、各学生が本専攻で学ぶことで何を成し遂げたいか、どのようなリーダーになりたいのかというビジョンの設定を行う。また、各学期終

了後（1年次前期終了後、後期終了後、及び2年次前期終了後）のリフレクションセミナーにおいて、その間の学びと実践を振り返り、新たな目標を設定して次の半年間の実践について考える機会を持つ。そして、課程修了時の「ラップアップセミナー」において、本専攻における学びと実践を振り返るとともに、修了後の目標設定を行う。このように、正課教育と連動しながら、学生の「アクション&リフレクション（実践と内省）」を促す取組みは戦略経営研究科の大きな特徴といえる。

なお、各研究科における具体的な科目の開設状況および単位数等の詳細については、各研究科が作成する点検・評価レポートを参照いただきたい。

○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施について

法務研究科では、専ら法曹養成を使命としていることから、法科大学院教育の本質である理論と実務の架橋を意識して、本研究科の教育課程の編成および学生の社会的及び職業的自立を図るためキャリア教育の充実を図っている。

まず、学位授与の方針に掲げている6つの「養成する法曹像」に対応した科目履修プラン（履修モデル）を示し、各年度の履修要項および本学公式Webサイトに明記するとともに、各種のガイダンス等を通じ、各自が志望する将来のキャリアプランを踏まえた体系的な履修を行うよう促している。また、1年次配当の実務家教員が担当する科目において、身近な紛争事例を実務家の視点から取り上げ、法学未修者が各法分野の理論的・体系的学修を進めるうえで導入科目としての役割を担いつつ、同時にロールプレイ形式の授業も取り入れ法律実務への関心を深める契機を作っている。さらに、2年次・3年次配当の科目については、徐々に実務に重きを置いた科目を配置している。3年次配当科目の「総合事案研究」は、実務法曹に必要とされる書面及び口頭での表現能力を培うことを企図する科目であり、司法修習、とりわけ実務修習への架橋を目的としている。その他、実務家として要求される実務現場での事実及び規範の発見能力、紛争解決能力、コミュニケーション能力、文書作成能力、情報処理能力等を養成するため、法的知識の総合・実践・応用に通じる臨床科目として、「エクスターンシップ」、「リーガル・クリニック」、「法文書作成」、「ローヤリング」及び「模擬裁判」を開設している。また、将来研究者を目指す学生に対しては、大学院博士後期課程への進学に向け、テーマ演習での学修を踏まえ、特定のテーマに対して2万字以上の論文を作成するための科目として「研究特論(リサーチ・ペーパー)」を設置し、そのニーズに込めている。

なお、正課外の支援体制としては、教授会の下で常設委員会としてリーガル・キャリア・サポート委員会を組織し、法科大学院のキャリア・サポートに関するキャリアプランニングガイダンス、就活セミナー、業務・採用説明会等を実施する他、随時個別相談にも対応し、学生のキャリア支援に組織的に対応している。

戦略経営研究科の学生は基本的には有職の社会人であり、修了後においても大多数が所属している企業・組織で業務を継続する状況にある。そのため、戦略経営研究科における学びを実践に活かせるよう、「知識の学修」だけではなく「知識の実践」を重要視している。具体的には、理論と実務を繋ぐ実践の場として、「フィールドラーニング」を選択科目として設けている。「フィールドラーニング」は、実際の企業をケース企業とし、その協力のもと、学生が本専攻において学んだことを統合した上で応用させ、経営者の立場に立った課題の発見や、それに対する戦略を構築し、実行するためのアクションプランまで作り上げる実践的な科目を設置

している。例えば、2020年度・2021年度の「フィールドラーニング（戦略）」では、ケース企業（不動産仲介業）に協力を得て、現地調査やサーベイ調査を経て企業の抱える課題を絞り込み、経営陣に向けてプレゼンテーションを行った。2021年度の「フィールドラーニング（ブランド構築）」では、ケース企業（メーカー）の協力を得て、新しいキャンディーブランドの開発を行った。このように、具体的な企業事例と対峙することで、より実践的な戦略思考を身につけることができる科目を設置している。2022年度の「フィールドラーニング（戦略）」についてはケース企業（小売業）の協力を得て、授業を進めている。

<点検・評価結果>

以上の通り、各研究科ともに教育課程の編成・実施方針に基づき、順次性・体系性に配慮しながら、学位授与の方針に定める「修了するにあたって修得すべき知識・能力・態度」を獲得することができるよう、適切に各学位課程の目的にふさわしい教育課程を編成している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

<評価の視点3は割愛>

評価の視点1：学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

評価の視点2：単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定、適切な履修指導）

評価の視点4：シラバスに基づいて授業が展開されているか。

<現状説明>

○学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

専門職大学院設置基準第8条において「専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。」とされており、本学専門職大学院学則第54条、第80条においても、講義、演習及び実習の実施にあたっては「事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他適切な方法を用いるものとする」ものと定めている。本学則のもと、それぞれの教育目的に応じて、授業内における学生の主体性を促す工夫を行っている。

法務研究科においては、双方向・多方向の授業の実効性を確保するために1クラスの人数を法律基本科目で40名程度以内、選択必修科目の「基礎演習」は推奨人数原則10名以内、最大30名まで、「テーマ演習」は推奨人数10～15名程度、最大30名までとしており、科目の性質に合わせ、学生の主体的参加を可能とするクラスサイズとしている。学生の主体的学修を促す具体的手法としては、1年次の法律基礎学修において「法律基本科目群」の授業科目を中心に、ソクラティック・メソッドによる双方向・多方向の討論や質疑応答を通じて事例や裁判例の分析を行っている。2年次以降に配当された事例分析を中心とする授業では、本格的な双方向の授業を展開しており、1つの論点については可能な限り複数の学生に対立する意見を述べさせた上で、結論の分かれ目となるポイントがどこにあるのかを学生に考えさせるような工夫を行っている。

戦略経営研究科においては、多くの講義においてディスカッション形式を採用している。これは、戦略経営研究科の強みである学生たちの「豊富な実務経験」に、教員が提供する「最新ビジネス理論」を融合させることで、学生一人一人に実践志向の気づきを促すことを企図するものである。具体的には、最新のビジネス理論を学習してケース教材を議論するだけでなく、更に「私のキャリアや私の会社」を主語とし、かつ「私が解決したいビジネス課題」を意識しながら、議論を重ねている。また、議論の方法についても、学生によるグループ討議に続き、その成果を受講生全員で共有しながら再討議するという「2つのステップ」を経ることにより、学生の「気づき」を深化させている。また実際の企業活動を題材に、現状分析から課題抽出、改善方策にかかるレポートの作成と提案、発表といった、学生が主体的に課題に取り組む教育方法を採用することにより、実務上の専門知識とスキルの修得につながるよう工夫を行っている。

また、前述のとおり、正課教育と連動して、ディプロマ・ポリシーにて掲げる「チェンジ・リーダー」の育成のために「アクション&リフレクション（実践と内省）」の姿勢を常に学生が意識して学修することができるよう、入学から修了まで一貫した仕組みを確立していることも、学生の学修への主体的な参加を促している。

○単位の実質化を図るための措置について（1年間又は学期ごとの履修登録単位数上限設定、適切な履修指導）

専門職学位課程における授業は、講義、演習または実習により行っている。各研究科では、大学設置基準第21条に従い、授業科目の特徴、内容、履修形態ならびに履修にあたって必要な学習時間等を考慮して、適切に単位数を設定している。

各研究科とも、学生の授業負担を考慮して履修科目登録の上限設定を行い、履修要項等を通じて学生に周知している。各研究科の最新状況は次の通りである。

法務研究科について、上限単位数については、2020年度未修入学者（2021年度既修入学者）までは、法学未修者に対する教育を充実させる見地から1年次38単位、2年次36単位、3年次42単位であったが、2021年度未修入学者（2022年度既修入学者）からは、5年一貫教育制度の開始及び2023年度からの法科大学院学生の司法試験在学中受験に向けて、1年次の最高履修単位を36単位とし、3年次の最高履修単位を2単位増やして44単位とした。これは、改正後の専門職大学院設置基準第20条の8に定められた「1年につき36単位を標準」に準拠しており、また、同第2項の定めるところの「1年につき44単位まで履修科目として登録を認めることができる」に即したものである。また、教員または法科大学院事務課に、学生からの履修相談があった場合には、当該学生の学習時間を十分に確保できるように履修指導を行っている。さらに、学期末において、成績が一定基準以下の学生に対しては、教務委員会委員による個別面談の機会を設け、履修や学修に係る相談など、可能な限り早期のケアに努めている。

戦略経営研究科では、主たる教育対象を有職の社会人としていることから、過度の履修により業務への支障や単位の修得のみを目的とするような学修とならないように、最初の Semester（1年次前期）の履修単位を原則として12単位、第2 Semester（1年次後期）以降の履修単位を16単位までとして上限を設定している。ただし、学修意欲のある学生への配慮、更なる意欲の喚起・向上策として、最初の Semester（1年次前期）においては、アドバイザー教員の履修指導の結果、許可を得た場合には、16単位までの履修を、第2 Semester（1年次後期）以降は前の Semester における GPA 平均が3.5以上である学生については、最高履修単位数の弾力化申請を行うことで、さらに4単位（合計20単位）の履修を可能（第5 Semester 以降の適用は不可）としている。なお、アドバイザー教員は、各学生に1名割り当てられ、各セメス

ターに1度は面接を行って履修指導を行うことで、学生それぞれのキャリアプランに適した科目の履修を促したり、修了に必要な単位を履修できるよう確認を行っている。

○シラバスに基づいた授業展開について

シラバスについては、科目毎に、担当者、目的、概要、到達目標、成績評価の基準と方法、履修条件、各講義の具体的な授業内容（授業計画）、テキスト、参考書、その他必要な項目を標準的な項目として設定し、これに基づいて作成したものを学生には冊子またはPDFで配布しているほか、インターネット上でも確認できるようになっている。シラバスの記載内容に関する確認については、形式面を中心に主として事務局が行っているほか、必要に応じて専任教員がその内容を確認し、問題がある場合は担当者に修正を要請している。

授業担当者には、シラバス通りに授業を実施するよう依頼するとともに、授業アンケートにおいてシラバス通りに授業が実施されたかどうかについて調査を行っている。また、休講があった場合は、必ず補講を実施することとして、シラバスに記載した授業計画及び内容の着実な実施を図っている。各研究科の具体的な対応は以下のとおりである。

法務研究科においては、各教員に対して、教育課程編成・実施の方針及び到達目標、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえて、各授業の計画・到達目標・成績評価の基準等を詳細に明示した講義要項（シラバス）の提出を求めている。また、講義要項の内容については、教員が入稿後にFD委員長、教務委員長及び自己点検評価委員長によって、また、展開・先端科目群の科目については科目担任者会議の主任及び副主任によって、科目名称と授業内容との整合性・適切性をはじめとする記載内容に係るチェックをする仕組みを構築しており、第三者による確認（事前確認）を行っている。実際の授業進行に際して、講義要項の内容に変更が生じた場合には、授業担当教員が履修者へ丁寧に説明を行うとともに、学生用ポータルサイト「C plus」を通じて周知を徹底することとしている。また、本研究科では、同一科目で複数クラス開講している授業について、それぞれのクラスを異なる教員が担当していた場合でも、講義要項及び試験科目は原則同一としており、担当教員同士で密にコミュニケーションを取り合い、授業の進捗等のすり合わせを行っているため、講義要項に基づいた授業展開について相互に確認できる仕組みとなっている。授業において適切な説明がなされたかどうかについては、学生による授業アンケートにおいて確認しており、これらの確認の結果、問題があると判断された場合には、教務委員長から担当教員に対して是正・改善を指示し、適切に対応がなされている。

戦略経営研究科においては、毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等については、シラバスにおいて、履修対象、担当者のほか、目的、概要、到達目標、成績評価の基準と方法、課題に対するフィードバック方法、履修条件、各講義の具体的な授業内容（授業計画）、教員が実務家教員である場合は実務経験が講義にどのように反映されているか、講義に含まれるアクティブラーニングの要素、テキスト、参考書、教材配布の方法、課題・宿題のテーマの提示について、準備学習についてなどの項目を標準的に設定して作成し明示している。作成にあたっては、参考資料として、教員に対して記入要領及びサンプル（記入例）を配付し、シラバスの要件の適切性（記入漏れ、要件の不足がないか等）に関する確認は教務委員と事務局が中心となっており、必要に応じて修正を要請するなど、本専攻の学生が学習計画をたてる上で適切な内容となるよう配慮している。

また、授業を担当する専任教員、非常勤教員を集めて毎年1回、3月に、教育に関連する問題について意見交換するために授業担当者会議を開催し、研修会を行っている。この研修会に

については、特に非常勤教員に対して、授業の改善事例を示し、一般的によく聞かれる授業運営に関する質問を Q&A 形式にまとめた資料を配布するとともに、シラバスに沿った授業の実施を周知徹底し、学生に対して教員間での対応の差がでないよう標準化に努めている。

さらに、授業アンケートにおいてシラバスどおりに授業が実施されたかどうかについて調査を行っており、調査結果から改善が必要だと判断される事項については、FD・自己点検・評価委員会において検討を行い、次年度授業運営ガイドラインに当該事項を反映し、同様の事象が発生しないよう組織的な改善に努めている。シラバスに変更が生じた場合は、学生用ポータルサイト「C plus」を通じて変更内容を知らせるとともに、プレ講義及び初回授業時に教員からも説明を行い、周知徹底を図っている。なお、プレ授業とは科目の目的・概要や授業計画などについて説明するため、初回授業より前に 1 科目 20～30 分のオンライン講義を行うものである。プレ講義に参加した学生からの質問に答えるとともに、プレ講義の録画をあとから学生が見ることもできるため、学生が履修する科目を決定するにあたり単にシラバスを読む以上の情報が得られる機会となっている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、専門職大学院教育の特徴を捉え、学生が主体性をもった学修ができる体制を展開すると共に、シラバスを起点とし、複数教員による授業・研究計画の点検プロセスを組織的に行うことで、各研究科の目的達成に向けて効果的な教育を行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

<現状説明>

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

専門職大学院においては、成績評価の基準と方法について、履修要項を通じて評価の基準を周知しているほか、シラバスを通じて科目毎の具体的な成績評価方法と単位認定基準としての到達目標を明示し、学生の学修に資するものとしている。成績評価の方法については、科目の特性に応じて、試験・レポート・プレゼンテーション等を設定し、併せて採用される方法の比率を明示している。評価の実施にあたっては、概ね相対評価の制度を導入している。成績評価の尺度と表示は、S (90～100 点)、A (80～89 点)、B (70～79 点)、C (60～69 点)、D (60 点未満、不合格) となっている。

また、本学の専門職大学院に入学する前に他の大学院（外国の大学院を含む）で修得した単位、本学の専門職大学院に入学後に他の大学院（外国の大学院を含む）や本学大学院他研究科で修得した単位については、本人の申請に基づいて、研究科内の委員会において、専門職大学院学則（第 35 条の 2～37 条、第 59・60 条、第 86～88 条）及び研究科が独自に定める単位認定基準により審査を行い、最終的には教授会で審議する手続きをとることにより、各研究科の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないように留意して適切に単位認定を行っている。

具体的に、法務研究科の場合には、厳格な成績評価の実施のため、「中央大学法科大学院における成績評価に関する内規」において、内規に定める一部の科目を除き、当該学期において当該科目を履修した学生全体の総合点の分布状態を併せて考量するものとしており、Sは上位15%以内、SとAを併せて上位40%以内、S・A・Bを合わせて85%以内と定めている。また、科目の特性に鑑み、実務基礎科目群のうち数科目については、合否判定のみを行うこととし、成績評価は、合格の場合はS、不合格の場合はE、評価不能の場合はFとしている。

戦略経営研究科は、前述した評価基準に即した方法で成績評価を実施し、成績評価確定後、S評価(20%程度以内)とA評価(30%程度以内)が合わせて55%を超えていないかについて、戦略経営研究科事務課にて数値確認を行っている。数値確認ののち、S評価とA評価が合わせて55%を超える科目については、教務委員長の責任の下、担当教員に「成績評価の見直し」の依頼を行っている。成績評価の見直しを経て、適切な成績評価分布となった「各科目の成績分布」については、教務委員会、教授会に報告を行うことで、全教員が確認している。さらに、通算GPA平均値については、セメスター終了時に学生にも学生用ポータルサイト「C plus」を通じて公開している。

○学位授与を適切に行うための措置

課程の修了認定及び学位の授与については、各研究科ともそれぞれが掲げる学位授与の方針及び基準に従って教授会においてその妥当性の判断を行うことで、学位審査の客観性・透明性を確保している。その前提として、各研究科においては、個別授業科目について到達目標や成績評価の基準と方法をシラバスに明示し、厳格な成績評価を実施しており、成績評価に疑義がある場合は成績調査等を行うことを可能としている。

具体的に、学位授与にあたっての基準及び手続の概要は以下の通りである。

学位授与に関わる基準については、専門職大学院学則(法務研究科：第64～65条、戦略経営研究科：第92～94条)において明示しており、各研究科とも、規定法令や学則に定める在学期間や修得単位数を満たした者について、教授会において養成する人材像に適った水準を有することを確認したうえで学位授与を決定している。

具体的に、各研究科の修了に必要な在学期間と修得単位数については次の通りである。法務研究科については、在学期間3年以上で、94単位以上を修得することになっているが、法学既修者として認定された者については、在学期間2年以上で、64単位以上を修得することとしている。戦略経営研究科については、在学期間2年以上で、同研究科における学修を総括する科目である「プロジェクト研究Ⅰ」、「プロジェクト研究Ⅱ」各4単位計8単位を含む46単位以上を修得することとしている。

なお、一定の条件の下、標準修業年限未満で修了することができる「在学期間の短縮」の制度については、各研究科に入学する前に、本学大学院又は他大学院で修得した単位を当該研究科入学後に修得した単位としてみなすことで、修得に要した期間その他を勘案して、在学期間を短縮するものとして専門職大学院学則に規定しており、この制度の前提となる単位の認定については、研究科毎に認定できる科目の範囲、換算の基準等を単位認定基準に定めて運用している。これまでの短期修了の事例としては、2019年度に本学大学院国際会計研究科の廃止に伴い、戦略経営研究科に国際会計研究科の在学学生を受け入れた際、すでに基礎的な知識は修得しているとして研究科教授会にて単位の認定を行い、1年間での修了を認めているケースがある。なお、法務研究科においては、この在学期間の短縮の制度以外にも、前述したとおり、法学既修者として認定した者に係る在学期間の短縮を行っている。

また、成績不良者への対応については次のとおりである。

法務研究科については、1年次から2年次への進級要件、2年次から3年次への進級要件を定めており、要件を満たせない場合には進級又は修了を認めず原級留置となること、翌年度も同要件を満たせない場合は除籍となることを履修要項において告知している。進級及び修了ができなかった学生に対しては、教務委員会委員による個別面談等、学修における悩み相談ができる機会を創出し、適切にフォローしている。このように、修了生の質を維持するため、成績不良者を途中でスクリーニングするとともに細かい指導を行っている。

戦略経営研究科については、進級要件による原級留置制度はない。学生に対しては、入学後のアドバイザー教員による学習相談をはじめ、「プロジェクト研究」を担当する教員による指導を行っているほか、ミニットペーパーの導入等の手法を通じ、各講義科目における理解度の確認とフォローアップを行うことにより、学位の授与にあたって必要な水準を担保している。

その上で、各研究科における学位の授与状況は下の表に示すとおりである。

[専門職大学院における学位授与状況]

研究科・専攻			2017年度		2018年度		2019年度		2020年度		2021年度	
			修了予定者数	学位授与者数	修了予定者数	学位授与者数	修了予定者数	学位授与者数	修了予定者数	学位授与者数	修了予定者数	学位授与者数
法務研究科	法務専攻	専門職学位	183	161	136	126	101	84	100	90	84	78
戦略経営研究科	戦略経営専攻	専門職学位	72	69	59	57	54	51	54	51	77	76

<点検・評価結果>

このように、各研究科ともそれぞれが掲げる学位授与の方針及び学位授与にあたっての基準に基づき、毎年一定数の修了者を安定的に輩出しており、基準及び課程修了時の学生の質を確保する仕組みについても適切なものとして判断できる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑥：教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか。

<p><評価の視点1は全学項目のため割愛></p> <p>評価の視点2：教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況</p> <p>評価の視点3：外国人留学生に対する教育上の配慮</p> <p>評価の視点4：国外の高等教育機関との交流の状況</p>
--

<現状説明>

○教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

各研究科の教育においては、国際的視野をもったプロフェッショナルを育成するため、国際関連科目及び英語等の外国語による授業科目や外国人教員による担当授業の開設など、開設科目と担当教員に工夫をしている。

法務研究科においては、ビジネス・ローヤーや渉外・国際関係法ローヤーの養成を人材養成目標のひとつに掲げ、教育課程において在學生に外国の大学や諸機関における教育経験を積ませるなどの工夫を施している。具体的には、座学としての外国法科目に加え、法科大学院及び司法試験制度を踏まえた国際的なキャリアパス形成実現を目的とした正規科目として、海外研修プログラム「Study Abroad Program」を設置しており、研修先大学の著名な教員から直接講

義を受けるだけでなく、法律事務所や企業を訪問し、国際的法務の最前線での法運用を学ぶなど、実践的内容を含む科目となっている。なお、研修プログラムについては、2020年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大により、休講となっている。

戦略経営研究科においては、グローバルな視野を持つ人材を養成する科目として、「グローバル経営戦略論」「アジアビジネス論」「グローバル経営法務」「フィールドラーニング（モンゴルフィールドワーク）」などを設置するとともに、ネイティブ教員をはじめ経験豊かな教員が英語によって授業を行う「ビジネス・コミュニケーション」「Strategic Management and Global Leadership」を設置している。

これらの科目に加え、「基礎科目」をはじめ様々な科目でグローバル企業のケース等を取り上げることで、国際的な実務に関する知識や視野を養成している。なお、「フィールドラーニング（モンゴルフィールドワーク）」については、2020年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大により、休講となっている。

また、戦略経営研究科においては、国際的通用性をさらに高めるため、国際認証を取得することを将来戦略のひとつとして、2017年度から The Association of MBAs (AMBA) 取得に向けて取り組みを続けていた。最終的に、2021年度末から2022年度にかけて審査を受け、2022年9月に正式に承認を受けた。これは、本学初の国際認証取得であり、AMBA認定校は国内では3校目となる。国際認証取得を弾みとして、今後は具体的に海外のビジネススクールとの交流を進めていく。なお、認証期間は2025年の7月までの3年間となっている。

○外国人留学生に対する教育上の配慮

外国人留学生については、各研究科とも留学生の受け入れに関する入学試験等の特別な制度は設けておらず、日本人と同じ入学試験制度の中で日本語能力など、専門職大学院のカリキュラムに対応できると判断できる限り区別なく受け入れているため、現段階では、教育上の特段の配慮は行っていない。

○国外の高等教育機関との交流の状況

法務研究科においては、課外活動プログラムとして、アメリカ合衆国ボストン大学法科大学院（又は同大学 Center for English Language and Orientation Program）から専任教員を招聘し、本研究科学生を主たる対象とする課外サマースクール「ボストンプログラム」を実施している。2022年度は、ボストン大学法科大学院教授による“Introduction to American Law and Legal English”を8月に実施する予定で準備を進めてきたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、開催中止とした。

また、本研究科の関連組織である学校法人中央大学ロースクール・アカデミーの主催により、国際サマースクール“Introduction to Japanese Law in English (IJLE)”を開講している。これは、本研究科の専任教員（一部学部教員等を含む。）が、主として海外の法学生を対象として英語による日本法入門を教授するとともに、法廷傍聴や法律事務所訪問等を行う5日間の集中講座であり、上のボストンプログラムの期間と並行して開講している。なお、本プログラムはウエストロー・ジャパン株式会社の寄付講座として運営しており、参加費を無料とすることで参加者の負担を軽減している。

さらに、2017年度には韓国刑事政策院との間で交流協定を締結している。また、2019年度には、本学の創始者が学んだ英国ミドルテンブルにおいて、刑事弁護活動や法曹倫理について学ぶ科目「Study Abroad Program」を開設するに至った。

その他、これまでにアジア法に係る教育研究を積極的に展開してきており、文部科学省「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」(2022年度)においては、「英吉利法律学校の伝統をふまえたグローバル社会とりわけアジア諸外国法曹養成機関との連携強化」(香港大学及びメルボルン大学との連携)が「実績評価 B」として評価を得た。

戦略経営研究科については、研究科として初めて、2020年2月にインド経営大学院ナグプール校(IIM Nagpur)との協定調印し、教育と研究の両面での交流を図っていくことにした。さらに、2022年9月にThe Association of MBAs(AMBA)により国際認証をうけたことで、今後は海外のビジネススクールとの協定・交流をさらに加速していく。

<点検・評価結果>

以上のように、専門職大学院においては教育課程の専門性にに基づき、国際的通用性を高めるための特色ある取り組みを進めている。2020年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、交流の一次中断を余儀なくされているが、今後は国内外の動向にあわせて、交流を再開させていく。

<長所・特色>

法務研究科においては、国外の大学と連携し、国内の企業の支援を受けつつ、学生に国際的な素養を高めるプログラムを正課内外において積極的に実施している点があげられる。

戦略経営研究科については、本学初となる国際認証(AMBA)取得を達成した。この認証によって、戦略経営研究科の提供するプログラムが国際水準であることが保証され、国内外へその存在感をアピールできるようになったことがあげられる。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

法務研究科については、2023年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響も鑑みて、①海外渡航が支障なく自由にできる状況の場合と、②海外渡航に一定制限がある状況または海外渡航禁止の場合に分けて海外の大学と連携した授業及びプログラムの実施方法について検討し、学生の国際的な素養を高めるプログラムの継続性を確保する。

戦略経営研究科においては、国際認証取得を弾みとして、今後、海外のビジネススクールとの交流を進めていく。また、3年後のAMBAの再認証に対しても小委員会を設置して対応を行っていく。

点検・評価項目⑦:学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1:学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2:学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

<現状説明>

○学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

本学においては2019年度に「学修成果の把握に関する方針」を策定し、学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標を明文化している。学修成果の測定については、様々な手法・視点から実施されることが望ましいことから、機関レベル・教育プログラムレベル・科目レベルの3階層に分けて測定指標を設定し、客観的指標と主観的指標をバランス良く組み合わせた構成としている。詳細については、「第4章学士課程の教育内容・方法・成果」を参照いただきたい。また、全ての学部・研究科において、学習成果と授業科目の対応関係を明示したカリキュラムマップを作成・公開することで、各階層で学習成果の測定が適切に行えるようにしている。

なお、研究科ごとの取組みは次のとおりである。

法務研究科においては、授業科目ごとの工夫から司法試験結果まで、様々な取組みを組み合わせ、学修成果の把握に努めている。

まず、授業科目ごとにおける学修成果把握の工夫については、同一学期に同一科目につき複数クラスが設置されている場合において、担当者間で協議の上、試験問題及び採点基準を統一しており、採点結果も共有するなど、担当者間の認識を合わせ、学生の達成度を客観的に測れるよう努めている。

また、学生自身の学修成果の把握を促す取り組みとして、①学期末試験の答案返却（添削されたものも含む）、②各科目の全体講評の開示、③法律基本科目及び司法試験選択科目において教員が履修者に学期末試験の解説及び採点実感を伝える「学期末試験の講習会」の実施などの取り組みを通じて、学生に、自身の学修到達度を認識させる機会としている。

学期・年度ごとの学修成果は、科目毎の成績評価分布やGPAから確認を行っている。成績評価・GPA集計結果については教務委員会が、授業アンケートの集計結果についてはFD委員会が、それぞれ学期ごとに検証することとし、学修成果の把握と測定に役立てている。

あわせて、未修1年生については、法科大学院協会及び日弁連法務研究財団が実施する「共通到達度確認試験」を受験することとなり、その個別結果及び全国平均との比較等により、1年生の基礎知識の定着度合いを確認している。

さらに、2017年度より、学期末には当該学期の成績も踏まえて、「学修成果分析会」を実施している。この学修成果分析会は、各年次の必修科目の担当教員、クラス・アドバイザー等が任意に集まり、成績に関する基礎資料及び各教員が適宜持ち寄った資料をもとにして、個々の学生の学修到達度や傾向分析につき自由な意見交換をして情報共有することにより、今後の学修指導に役立てることを目的としている。また、各学期の終了時に実施される授業アンケートにおいても、学生の理解度等について、教員が担当科目の回答結果の確認を行っている。

そして、法務研究科の使命は法曹養成であることから、一番重きをおく学修成果として司法試験の合格結果がある。運営委員会をはじめとした学内委員会において、当該年度の合格率や、修了後合格までの年数と在学中のGPA及び司法試験関連科目の成績を組み合わせる等の分析を行っている。

このように、様々な取組みを組み合わせ、多面的に学修成果の把握に努めているものの、学位授与の方針との関連性をもって学修成果の把握をすることについては途上であり、現在FD委員会において学位授与方針に明示した学修成果の把握の方法について検討を行っているところである。

戦略経営研究科においては、学位授与の方針に定めた、修了するにあたって身につけるべき「7つの力」がどれくらい身についたかについて、学生の自己評価および授業科目におけるルーブリック評価を組み合わせるなどの把握を行っている。

まず、学生の自己評価として、入学時の「キックオフセミナー」、半期ごとの「リフレクションセミナー」、修了時の「ラップアップセミナー」において、各学生はこの「7つの力」について、自身の現状をアセスメントし、「7つの力」がどれほど身についたかを振り返るとともに、今後どのように「7つの力」を伸ばしていきたいかを考える機会をもっている。アセスメントの結果と今後の目標は各学生が「リフレクション・ジャーナル」に記入するとともに、教員はセミナー実施後のアンケートによって把握している。

また、各科目の学修や、上述のセミナーを通して涵養された専門知識、思考力、分析力、コミュニケーション力などを統合して発揮するのが、実在の企業の具体的な課題発見・解決に取り組む「フィールドラーニング」及び各学生が設定した課題について調査・研究を行う「プロジェクト研究」である。集大成ともいえるこれらの科目について、ディプロマ・ポリシーに明示している「7つの力」がどれほど身についたかを評価するため、「フィールドラーニング」と「プロジェクト研究」の成績評価においては、ルーブリック評価を導入している。

なお、授業への理解度については、学生に対する「授業改善アンケート」を2008年度から毎年実施しているほか、授業毎に行うミニットペーパーを多くの授業で複数回の実施を行っている。ミニットペーパーを通して、担当教員は学生の講義内容の理解度や学生からの要望をタイムリーに把握し、速やかに授業に活かしている。このミニットペーパーの実施は、学修者目線を常に確認する有効な方法といえる。

このように、戦略経営研究科においては、学位授与方針に定めた修了するにあたって身につけるべき「7つの力」について、直接評価・間接評価を組み合わせる多面的に把握・評価する仕組みを整えている。

<点検・評価結果>

法務研究科においては、様々な方法で学生の学修成果の把握に努めているものの、学位授与の方針に明示した学修成果を測る指標の設定までには至っていない。

戦略経営研究科においては、学位授与方針に掲げた修了するにあたって身につけるべき「7つの能力」について、直接評価・間接評価を組み合わせ、適切な把握に努めている。

<長所・特色>

法務研究科においては、大規模ロースクールにあっても、様々な角度から学生の学修到達度に係る分析を行った上で、個々の学生に合わせたより一層きめ細かな学修指導・フォローに取り組む、質の高い法曹教育の提供に努めている。

戦略経営研究科においては、学位授与方針に掲げた、修了するにあたって身につけるべき「7つの力」を軸に、入学から修了まで網羅的に、直接評価・間接評価を組み合わせ、学修成果を把握する取組みを進めている。また、ミニットペーパーにより学生の理解度や要望をタイムリーに授業実施に活かすなど、学修者目線を常に意識し授業運営を行っている。

<問題点>

法務研究科は、学位授与方針に明示した学修成果を図る指標の設定に至っていない。

<今後の対応方策>

法務研究科においては、学位授与の方針に明示した学修成果を測定するための指標の設定について、まずはFD委員会において検討を行っており、2022年内には、カリキュラムマップを

活用して、各科目の成績分布と学位授与の方針に明示する学修成果と紐づけた分析を試行的に行い、FD 委員会で議論・意見交換の上、本研究科における方向性を検討する。

戦略経営研究科においては、現行の取組みを継続するとともに、更なる取組みの推進として、主要な科目において、成績評価基準にルーブリック評価を導入することを検討する。

点検・評価項目⑧：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

各研究科においても、授業の内容及び方法の改善と教員の質的向上を体系的かつ継続的に行うため、教授会の下に専任教員で構成する FD に関する委員会を置き、FD 活動を行っている。活動の内容は、学生による授業評価アンケートの実施をはじめ、各研究科の組織の規模や教育内容に応じた独自の取組みとなっており、そこで明らかになった問題は FD に関する委員会をはじめとして、教授会等で改善案が議論され、授業等の改善に活用している。

学生による授業評価アンケートについては、実施時期は研究科によって異なるが、学期中間または学期末のいずれかあるいは双方に実施している。アンケートにおいては、当該授業に関する事項のほか、学修環境等に関する調査項目も含まれており、これらへの回答の集計結果は、教員及び学生に公開されている。各教員は、当該アンケートの結果を踏まえて、その授業の内容等の見直しを行うほか、内容に応じて研究科内の委員会での議論を経て改善を図るなど、教授会等において組織的に対応している。また、前述のように、戦略経営研究科においては、授業期間中に複数回行うミニットペーパーも授業改善等に活用している。

直近の改善・向上の具体例として、法務研究科では、5年一貫法曹養成プログラムに対応するため、2020年7月に、連携協定を締結している学部との接続性及び司法試験の在学中受験を意識したカリキュラムの大幅改正を行い、2023年度の司法試験の在学中受験が可能となる2021年度入学の未修1年次生から適用している。

戦略経営研究科については、コアとなる5つの専門分野を有機的に結びつけるカリキュラムを志向していた一方、科目選択の自由度や柔軟性を重視してきたため、一部の学生において5分野の履修がバランス良くなされない場合等の課題があった。そのため、2022年度からカリキュラムの大幅な改正を行い、コアとなる5つの専門分野の基礎科目を必修とし、全学生が5つの専門分野の理論と実践を身につけるカリキュラムとなるよう、改善を行ったところである。

<点検・評価結果>

以上の通り、各研究科ともにその教育課程について、定期的な点検・評価と、点検・評価結果に基づく改善・向上に資する活動が各研究科で絶えず行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし

点検評価項目⑨：教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか（専門職大学院）。

評価の視点1：メンバー構成の適切性

評価の視点2：教育課程の編成及びその改善における意見の活用

<現状説明>

○メンバー構成の適切性

○教育課程の編成及びその改善における意見の活用

各研究科においても、専門職大学院学則第7条に基づき、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効率的に実施するため、各研究科に教育課程連携協議会を置き、その名称を「アドバイザーボード」としている。アドバイザーボードの構成は、法務研究科においては「法科大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者」とし、戦略経営研究科においては「戦略経営研究科長の指定する本学教職員、戦略経営研究科の課程に係る職業に就いている者、又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者、著名な経営者や学識経験者」としている。このように教育と運営の全般にわたり、最新の動向や各界の専門家の忌憚のない意見を積極的に取り入れられるような構成としている。

アドバイザーボードメンバーから寄せられた意見等の活用については、具体例として戦略経営研究科の例をあげる。戦略経営研究科のアドバイザーボードメンバーからは、主にMBAを雇用する立場から、現在のビジネス環境の中でどのようなMBAを育成するプログラムが望ましいかという意見が出されることも多く、これらの意見も勘案しながら教育課程の編成を検討している。例えば、2018年度アドバイザーボード・ミーティングの中で、「知識だけでなく経営者のマインドも教えるべきである」という指摘を受け、「リーダーシップコア」におけるリーダーシップ教育(リーダーとしての考え方や姿勢を含む)を必修として実施すると同時に、「経営戦略論」及び「知識創造戦略論」の中で、中央大学卒業生のうち、特に経済界で活躍する卒業生で組織される南甲倶楽部の紹介を受け任用された企業のトップによる特別講義を毎年実施している。また、2020年度アドバイザーボードメンバーからは、中央大学出身の著名な経営者による実践講座は、とても貴重だというコメントも寄せられている。

なお、2020年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各研究科とも、アドバイザーボードを対面で開催することができておらず、書面を活用してご意見を伺うなどの対応を行っている。オンラインを活用していない理由としては、各界において著名なメンバーからご意見をいただくにあたっては、対面開催として、礼を尽くしながら開催することが研究科にとって重要であると考えているためである。しかしながら、これまでのように直接ご意見を伺う貴重な機会が中断している状態は望ましくないため、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、開催方法について検討を行っていく必要がある。

<点検・評価結果>

以上のように、専門職大学院において、教育課程連携協議会を置き、各専門分野に造詣の深いメンバーにて構成している。また、頂戴した意見について、適切に教育課程に反映するように努めている。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大のため、対面での開催については2年間見送っており、今後は状況を踏まえながら、開催方法について検討を行う必要がある。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

新型コロナウイルス感染症拡大のため、対面での開催については2年間見送っており、今後は状況を踏まえながら、開催方法について検討を行う必要がある。

<今後の対応方策>

今後の新型コロナウイルス感染症拡大状況を踏まえながら、アドバイザリーボードメンバーのご意向も確認しつつ、適切な開催方法について検討を行っていく。